

2.国会のはたらき

国会の仕事の第一は、法律の制定（ ）です。第二は 　　の審議・議決です。第3は 　　の 　　です。そのほかに、 　　の 　　や、 　　の発議 があります。衆議院と参議院は 　　権 　　をもち、政治の実際を調査することができます。

憲法改正は、 　　または 　　が改正案を提出することから始まります。その後、国会の各議員の 　　以上の賛成で 　　が発議し、 　　が行われて 　　の賛成で改正が成立し、 　　が国民の名前で公布します。

衆議院の優越は、話し合う内容によって違います。法律案は、衆議院と参議院が異なる議決をした場合には、衆議院が出席議員の 　　以上の多数で再び可決したとき成立します。予算、条約の承認、内閣総理大臣の指名は、衆議院と参議院が異なる議決をした場合、 　　が開かれ、それでも一致しないときは衆議院の議決が国会の議決となります。

3.行政と内閣

国会が決めた法律や予算にもとづいて国の政治を行うことを 　　といいます。行政は国の行政と地方行政に分けられ、国の行政は各省庁が分担して行います。内閣は、行政の各部門を監督指揮します。内閣は、内閣総理大臣とその他の 　　によって組織されます。

内閣総理大臣は 　　ともよばれ、政治の中心にいます。国務大臣は、省庁の長（責任者）となります。予算の作成や税金に関する仕事をするのが 　　省、土地利用や交通・気象に関する仕事をするのが 　　省、外国との交渉をするのが 　　省、環境に関する仕事をするのが 　　省、年金問題を担当するのは 　　省です。

国務大臣は内閣総理大臣によって 　　されます。国務大臣の 　　は国会議員であることが決められています。内閣の会議のことを 　　といいます。

国会と内閣との関係について、日本では 　　制 　　を採用しています。これは、内閣は国会の 　　にもとづいて成立し、国会に対して責任を負うというしくみです。内閣の行政が信頼できないとき、衆議院は 　　の 　　を行います。これが可決されると、内閣は 　　日以内に 　　を 　　するか 　　しなければなりません。